

認定特定非営利活動法人自然再生センター

理 事 会 規 程

(目的)

第1条 この規程は、認定特定非営利活動法人自然再生センターの理事会の運営に関し必要な事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

(理事会の構成と権能)

第2条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が理事会の総数の3分の1を超えてはならない。
- 3 他の同一団体の理事である者その他にこれに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 4 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第3条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事の4分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
 - (3) 定款第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき
- 2 理事長が理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議事)

第4条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事会は、理事総数の2分の1の出席がなければ開会することができない。
- 3 理事会における議決事項は、定款第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。但し緊急に協議を要する事態が発生した場合は、この限りではない。
- 4 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(表決等)

第5条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることはできない。

3 理事会の議決については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

4 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印したうえ、この議事録をこの法人の事務所において据え置かなければならない。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

付則

この規程は令和3年10月22日から施行する。